

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	榎列下幡多 (榎列下幡多)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備事業の完了により当初は営農意欲の高い農家が多くあったが、今は農業者の平均年齢は高くなり、兼業農家では後継者が農業をしないケース増え、後継者もいないことから10年先では離農者が増え、耕作放棄田が発生する懸念がある。

今は地区内の篤農家、大規模農家、地区外の農業生産法人等が担い手となり農地の集積を行っているが、この現状が10年先も続いていくとは考えにくく、新たな担い手の確保する体制の整備について検討を始める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻、たまねぎ、白菜、キャベツがメインで慣行栽培による農業を行っている。10年先には農業従事者の高齢化による離農が考えられるため、今以上に農地の集積・集約を進め作業の効率化を図る必要がある。また農業者の減少によるため池、水路等の管理が難しくなるので自動草刈り機の導入、大型機械による効率的な水路管理を行う必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定が終了となった農地から中間管理機構へ農地を預けいく。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人農家の法人化や農業機械の共同化・集落営農組織の設立などについて、若手・担い手を中心に情報交換を行いながら検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
玉葱、白菜等収穫時に労働力不足解消のため、株式会社アグリアイランドへの農作業委託をおこなう。また若手農業者がドローンを導入、水稻を中心とした防除を請け負う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②⑨WCS栽培による畜産農家との耕畜連携を実施、また緑肥作物のすき込みを行い地力の維持に努め、減肥料の取り組みを進めていく。

③ドローンの活用により労働力不足解消に寄与するスマート農機を導入する。

⑦下幡多環境保全会で、地域資源保全の効率化に資する機械(ラジコン型自走草刈り機)を共同保有し、ため池等の維持・管理をする。

⑧農業用機械の共同化を進めるため、その機械等を保管する倉庫が必要となってくるが、新築については費用がかさむため、地域内で活用されていない倉庫等の活用を見当する。

⑩下幡多機械利用組合で農業用機械の共同化、共同経営などの計画について検討し、個人の負担軽減をする。